

明治大学政治経済学部教育研究支援資金内規

(設定)

第1条 明治大学政治経済学部（以下「学部」という。）に、明治大学政治経済学部創設100周年記念研究振興基金の2021年10月末日の残額全てをもって、明治大学政治経済学部教育研究支援資金（以下「資金」という。）を設定する。

(目的)

第2条 資金は、学部に所属する学生及び学部を卒業した明治大学大学院の学生（以下「学生」という。）並びに学部に所属する教員（以下「教員」という。）の教育研究活動の支援及びこれに関連する事業を行うことを目的とする。

(資産)

第3条 資金は、次の資産をもってこれに充てる。

- (1) 第1条の指定寄付金
- (2) 資金の目的に賛同してなされた指定寄付金
- (3) 第7条の規定により資金の元本に繰り入れられた資産

(事業)

第4条 資金による事業は、次のとおりとする。

- (1) 学生及び教員の教育研究活動に対する奨励及び助成
- (2) 学部の国際化促進に対する助成
- (3) 前2号のほか、第2条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業を行うために必要な事項は、次条に規定する資金運営委員会が行う。

(資金運営委員会)

第5条 前条に規定する事業の運営は、資金運営委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- | | |
|------------|----|
| (1) 学部長 | 1名 |
| (2) 各学科長 | 3名 |
| (3) 一般教育主任 | 1名 |
| (4) 教務主任 | 3名 |

3 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

4 委員長は、第2項第1号の委員をもって充て、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

- 5 委員長は、委員会の議長となり、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 7 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 8 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 9 委員会は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事業及び会計報告)

第6条 委員長は、毎年度6月初めの教授会において、前年度に行われた資金による事業及びその会計報告を行うものとする。

(収支残額の処理)

第7条 毎年度の決算において、資金の収支計算を行い、収支残額が生じた場合は、委員会の議を経て、これを資金の元本に繰り入れることができるものとする。

(事務)

第8条 資金の事務は、教務事務部政治経済学部事務室が行う。

(内規の改廃)

第9条 この内規を改廃するときは、教授会の議を経なければならない。

附 則(2021年9月28日開催教授会承認)

この内規は、2021年11月1日から施行する。

附 則(2022年6月7日開催教授会承認)

この内規は、2022年6月7日から施行する。